

|        |   |
|--------|---|
| プロジェクト | 料金規制<br>IASB ディスカッション・ペーパー  |
| 項目     | 「料金規制の財務上の影響の報告」へのコメントの方向性（案）<br>質問 3, 4, 5, 6（対象範囲、「定義された料金規制」等） |

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、2014 年 9 月 17 日に国際会計基準審議会 (IASB) から公表されたディスカッション・ペーパー (DP) 「料金規制の財務上の影響の報告」の質問 3 (料金規制とは何か)、4 (市場規制)、5 (「定義された料金規制」)、及び 6 (特別な権利及び義務) について、コメントの方向性 (案) を纏めたものである。

## II コメントの方向性 (案)

### 【 1 】 検討のアプローチ (質問 3)

|  |                           |
|--|---------------------------|
| <b>質問 3</b>  | <b>(セクション 3 料金規制とは何か)</b> |
| このプロジェクトを進めるためには、IASB は、料金規制が具体的な会計処理のガイダンスの開発が必要となる可能性のある権利と義務の組合せを創出するのかどうかに関して、焦点をより絞った議論のための共通の出発点を提供するために、定義された種類の料金規制 (セクション 4 参照) に焦点を当てるべきであることに同意するか (3.6 項から 3.7 項参照)。同意しない場合には、セクション 3 で要約している料金規制の種類の多様性に IASB がどのように対処することを提案するか。 |                           |

#### (DP の記載内容の概要)

2. 料金規制プロジェクトの目的は、料金規制による料金規制対象企業の財政状態、業績及びキャッシュ・フローの変化が、当該企業に適用される IFRS の一般的な要求事項の改変の根拠となるのに十分かどうかを識別することである。特に、「規制資産」又は「規制負債」を認識する根拠となる区別できる権利及び義務を料金規制の枠組みが創出するのかどうかを決定しようとしているが、創出するとした場合には、規制資産又は規制負債の性質を識別することが必要となる。
3. 規制資産又は規制負債の存在と性質に関する関係者の意見はこれまで異なっていたが、その原因の一つは、各人が想定している料金規制が異なっていたためである。このため、IASB は、議論するための共通の出発点を提供するために共通の定義を設けることを提案している。

4. IASB は、「定義された料金規制」と命名したタイプに議論を限定することにしたと  
している。「定義された料金規制」は次の特徴を有する。
- 不可欠な財又はサービスを合理的な価格で購入するという顧客のニーズを、資  
本を吸引して財務上の存続可能性を保つという企業のニーズとバランスさせ  
るものである。
  - 財又はサービスを料金規制対象企業から購入する以外の選択肢が顧客にほと  
んど又は全くない状況において見られる。
  - この料金規制は、料金規制対象企業が自ら行う料金規制対象活動と交換に決定  
可能な金額の対価（「収益必要額」）を回収することを確保するように設計され  
る。
5. これゆえ、「定義された料金規制」は、IFRS の一般的な要求事項を改変すべき権利  
及び義務の組合せを創出するのかどうかに関する焦点をより絞った議論の共通の出  
発点を提供するものと IASB は考えている。

**(ASBJ の分析及びコメントの方向性 (案))**

6. DPで説明されているように料金規制事業のあり方は多様である。このため、我々は、  
概念フレームワークの資産と負債の定義や認識規準との関係において議論を進める  
上で共通の出発点を提供する観点から、「定義された料金規制」に焦点を当てて検討  
を進めるアプローチを適切と考える。

**【 2 】 料金規制 (質問 4、5)**

| 質問 4 (セクション 3 料金規制とは何か)  |
|--|
| 2.11 項では、IASB は、市場における不十分な競争力を補うために使用される限定的又は「市場」料金規制の形式について、特別の会計処理の要求事項の開発を求め<br>る要望は受けていないと述べている (3.30 項から 3.33 項参照)。 |
| (a) この種類の料金規制は、著しく異なる経済環境を創出しないので、具体的な会<br>計処理の要求事項の開発を要しないということに同意するか。同意しない場合、<br>理由は何か。                                |
| (b) この種類の料金規制が具体的な会計処理の要求事項の開発を要しないことに同<br>意する場合、IASB がその代わりに具体的な開示要求の開発を検討すべきだと考<br>えるか。そう考える場合、どのような内容を提案するか、また、理由は何か。 |

| 質問 5 (セクション 4 「定義された料金規制」)  |
|---|
| 4.4 項から 4.6 項では、「定義された料金規制」の主要な特徴を要約している。こ<br>れらの特徴は、「定義された料金規制」が、一般目的財務諸表の利用者に目的適合 |

性のある情報を提供するために具体的な会計処理のガイダンス又は要求事項が開発される可能性のある権利と義務の組合せを創出するのかどうかについての、IASBの検討の焦点となってきた。

- (a) 「定義された料金規制」の記述が、料金規制スキームの適切な母集団を範囲に取り込んでいると考えるか。そう考える場合、理由は何か。そう考えない場合、理由は何か。
- (b) 記述している特徴のいずれかを、特定の種類の料金規制スキーム又は料金規制対象活動を「定義された料金規制」の範囲に含めるか又はそこから除外するために、修正すべきだと考えるか。提案する特徴の修正を明示し、その根拠となる理由を示していただきたい（特に、その特徴が、財務諸表利用者にとっての特定の情報ニーズを生じる状況となる理由又はならない理由に言及のこと）。
- (c) 「定義された料金規制」の範囲を確定するために含めるべきだと考える追加的な特徴はあるか。あるいは、記述している特徴のいずれかを除外するか。追加又は除外する特徴を明示し、その根拠となる理由を示されたい。

### (DPの記載内容の概要)

#### (料金規制の一般論)

7. 料金規制は、一般に、市場が有効な競争を支援していない場合に導入されている。課される料金規制の強さ又は範囲は、通常、財又はサービスの供給と需要の水準と当該財又はサービスに関する市場に存在している競争の水準との関係を反映している。
8. 料金規制の目的（通常は政府が設定する）は、以下のとおり様々である。料金規制の強さが強く、範囲が広くなるにつれ、目標も拡大していく。
- 対象の財又はサービスの価格をできるだけ低く保つことによって顧客を保護する。
  - 財又はサービスの供給者に経済的に持続可能な成果も提供することを確保する。
  - 資本の提供者に、規制によって、資産の稼働期間全体にわたる料金規制対象企業の合理的な原価の全額の回収が可能になるという確信を与える。
  - 財務的な目的だけでなく、非財務的目的（サービス水準の改善又は他の政府目標（社会政策、経済政策及び環境政策により創出される目標を含む）も達成する。
9. 料金規制は、通常、次のとおり2つに区分して論じられることが多い。

| 区 分 | 内 容                          |
|-----|------------------------------|
| 原価型 | 料金の計算に使用される算式は、企業の実際のインプット原価 |

| 区 分       | 内 容   |
|-----------|---|
| (原価サービス型) | に焦点を当て、実際のインプット原価が回収されることを確保するための差額調整の仕組みを設けている <sup>1</sup> 。<br>純粋な形でのサービス原価規制は、一般的ではなくなりつつある。  |
| インセンティブ型  | 料金の計算に使用される算式は、目標とするアウトプットに焦点を当てており、実績への「修正」や差額調整はほとんど行われない <sup>2</sup> 。<br>目標水準を上回る利益を企業が保持することを認めることによって、効率性を最大化するインセンティブを料金規制対象企業に与える。一方、企業は非効率又は原価の回収不足等下方向の影響を負担する。<br>実務でよくみられる。通常、料金規制の対象である財又はサービスを供給するための若干の競争があるが、市場における競争の力を補完するために何らかの限定的な料金規制が必要な場合に適用される。 |

10. 料金規制の大宗は、サービス原価型とインセンティブ型の混合である。両者のバランスは、各地域の状況に応じて決まることが多く、時とともに変化している。

(市場規制：限定された料金規制)

11. 市場規制は、インセンティブ型の一つで、「価格上限」の形を取ることが多い。料金規制機関が設定する価格上限は、通常、ベンチマーク原価を基礎とする。市場規制は、上限付きの単位当たり価格という形で顧客への保護を提供するが、市場における企業に対しては、料金規制の対象となっている販売される財又はサービスについて

<sup>1</sup> 原価型の料金は、通常、その料金が適用される期間の前に決定され、予測と仮定に基づいている。実際の原価及び量は、そうした予測及び仮定と相違する。原価に基づく料金算定式は、見積りと実績との差異について調整するためのバランス調整の仕組みを使用する。このような原価に基づく算式は、通常、企業が以下のものを回収することを確保するように設計されている。

- (1) 規制対象の財・サービスの提供の所定の営業原価
- (2) 規制対象の財・サービスの提供に使用される資産の所定の資本コスト
- (3) 企業の資本投資に対する所定の利益

<sup>2</sup> インセンティブに基づく算式は、通常、次のようなものである。

- (1) 「ベンチマーク」又は目標となる原価、収益及び利益率を、当初の料金を設定するための出発点として使用する。
- (2) 目標とするインプットの測定値を、物価上昇とさまざまなアウトプットに基づく目的について調整し、料金算定式を通じてインセンティブ又はペナルティを適用する。
- (3) 承認された料金について、実績と見積金額との間の過去の差異を回収又は返還するための調整はしない。しかし、過去の経験が将来の原価水準に関する予想に影響を与え、それが将来の価格の設定に使用されることはあり得る。

て原価を回収することや合理的な利益を得ることができるという保証を提供しない。市場規制は、料金規制よりも経営者の行動が経営活動に影響を及ぼすと考えられるため、後述の「定義された料金規制」には該当せず、本プロジェクトの対象外とする。

(「定義された料金規制」<sup>3)</sup>)

12. 「定義された料金規制」は、不可欠な財又はサービスを合理的な価格で購入するという顧客のニーズを、資本を吸引して財務的な存続可能性を維持するという企業のニーズとバランスさせるものである。「定義された料金規制」は、次のすべてを含んだ規制上の価格設定（料金設定）の枠組みである。（DP4.4項）

- (1) 顧客が以下の理由により財又はサービスを料金規制対象企業から購入する以外の選択肢がほとんど又は全くない状況で適用される。
  - ① 供給のための有効な競争がない。
  - ② 料金規制の対象である財又はサービスが顧客にとって不可欠である（清潔な水や電気など）。
- (2) 料金規制の対象である財又はサービスの供給及び企業の他の料金規制対象活動の利用可能性及び質を維持するための変数を設定する。
- (3) 次のような規制上の保護を提供する料金（価格又は料率と呼ばれることもある）のための変数を設定する。
  - ① 顧客に対する価格の安定性の増大を支援する。
  - ② 料金規制対象企業の財務的な存続可能性を支援する。
- (4) 料金規制対象企業及び料金規制機関に対して強制可能な権利及び義務を創出する。

(「定義された料金規制」における料金設定の枠組み)

13. また、「定義された料金規制」の料金設定の枠組みにおいては、次のような、収益必要額及び単位あたりの規制料金が設定される。（DP4.5項）

- (1) 「収益必要額」（「許容収益」又は「認可された収益」と呼ばれることもある）が設定される。これは企業が所定の料金規制対象活動を一定期間にわたり遂行すると交換に権利を得る対価の合計額である。
- (2) 企業が料金規制の対象である財又はサービスを規制対象期間中に提供することに対して顧客に請求する単位当たりの規制料金が設定される。

14. さらに、「定義された料金規制」では、規制料金の計算に使用される仕組みに、現在までに発生した収益必要額と顧客に請求した金額との間の所定の差異を解消するた

<sup>3</sup> DP では、4.4項から4.6項に記載されている。DPの4.4項は本資料の12項、4.5項は13項、4.6項は14項にそれぞれ対応する。

めの「規制上の調整の仕組み」が含まれる。この規制上の調整の仕組みは、料金規制対象企業が稼得する金額が、権利を得る収益必要額及び関連する純利益又はリターンより多くも少なくもならないようにすることを図るものである。(DP4.6 項)

15. 「定義された料金規制」は、所定の差異を企業が回収する権利又は返還する義務（規制繰延勘定残高）を財政状態計算書において資産又は負債として認識する根拠となる権利と義務の組合せを創出すると指摘している者もいる。
16. 「定義された料金規制」の特性の詳細は、次のとおりである。

| 特 性            | IASB スタッフによる詳細分析   |
|----------------|--|
| 不可欠な財又はサービス    | エネルギー、水道・衛生、公共運送、電気通信、郵便サービス、保険などが不可欠な財又はサービスと考えられている。<br>財又はサービスがどれだけ不可欠と考えられるのかは、需要に対する利用可能性の水準、業種の発展の水準、国内環境の文化を反映することが多い。  |
| 供給のための有効な競争がない | 供給者が、明示的（ライセンス契約や IFRIC 第 12 号「サービス委譲契約」）又は黙示的に、独占的供給権を有している場合が多い。   |
| 供給の利用可能性と質の維持  | 供給者に次のような義務が課せられる。<br>・無差別に供給する。<br>・最低限のサービスレベルを維持する（排出量及び他の環境目標、基盤設備に対する所定の水準の投資と信頼性の達成）。<br>・事業継続義務（撤退出来ない）   |
| 顧客に課すべき料金の設定   | 供給者に課される義務と交換に、「定義された料金規制」は、収益必要額を回収する権利を料金規制対象企業に与える。<br>・収益必要額及び単位当たりの規制料金を設定する際に、料金規制機関は、顧客が金額に見合った価値を受け取ることを確保するだけでなく、料金規制対象企業の長期的な財務的及び経済的な持続可能性が維持されることも確保する。<br>・資本を吸引するために、資本の提供者は、料金規制により、顧客に提供される料金規制対象の財又はサービスの価格を通じて、企業の合理的な原価を資産の稼働期間にわたり全額回収することが可能になるという確信を持つ必要がある。<br>・収益必要額と顧客への請求額との差額を解消する仕組みが組 |

| 特 性           | IASB スタッフによる詳細分析   |
|---------------|--|
|               | み込まれている。   |
| 規制繰延勘定の回収又は返還 | <p>差額を解消する仕組みは種々ある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動調整されるものもあれば（料金算式に明示的に組み込まれている）、個別に料金改定の承認が必要なものもある。</li> <li>・トリガー条項や回廊条項が設けられているものもある。</li> </ul> |

（「定義された料金規制」が生み出す特別の権利及び義務）

17. 「定義された料金規制」が、特別の権利及び義務（従って、経済環境）を生み出すかどうかに関する予備的分析は、次のとおりである。<sup>4</sup>

| 特 性                    | IASB スタッフによる検討   |
|------------------------|--|
| 不可欠な財又はサービスを供給する独占的権利  | <p>財又はサービスが不可欠であることは、それ自体、特別な権利・義務を発生させない。（不可欠であっても、料金規制の対象となっていないものもある。）</p> <p>また、供給する独占的権利も、それ自体、特別な権利・義務を発生させない。（独占者であっても、料金規制の対象となっていない者もいる。）</p> <p>ただし、これらの特徴の組合せは、企業が収益必要額を回収する権利の存在と強制可能性の両方を裏付けるために重要であると指摘する者もいる。</p> |
| 定義された最低限のサービス水準を達成する義務 | <p>次の義務は、料金規制対象活動を一般的な商業活動と区別する可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無差別に供給する義務</li> <li>・最低限のサービス水準に従って規制料金で提供する義務</li> <li>・事業継続義務</li> </ul> <p>一方、他の義務（環境水準の達成など）は、規制対象とならない企業にも課せられるので、区別できる義務ではない。</p>       |
| 収益必要額を回収できる権利          | <p>企業が、過小請求又は過大請求を一定期間にわたり調整するための料金設定の仕組みを使用して、収益必要額を回収する権利があることが、「定義された料金規制」の最も顕著な特徴である</p>   |

<sup>4</sup> 「定義された料金規制」の特徴が適切かどうかを判断するためには、それがどのような権利及び義務をうみだすかを検討する必要がある。そこで、質問6(a)で論点となっている権利及び義務についても、ここで検討しておく。すなわち、特別な会計処理の開発を必要とするような権利及び義務を生み出すかという観点から、「定義された料金規制」の特性を検討するものである。

| 特 性     | IASB スタッフによる検討   |
|---------|--|
|         | と指摘する者もいる。   |
| 権利義務の強制 | 役割と権限が法令又は他の公式の規則において設定された料金規制機関の存在が、料金規制によって設定されたどのような権利及び義務が強制可能なのかを分析する際に考慮すべき重要な特徴であると指摘する者もいる。実質的な権利又は義務が存在するためには、企業の外部に強制の仕組みがなければならないからである。 |

### (ASBJの分析及びコメントの方向性(案))

#### (「市場規制」に対するコメント)(質問4)

18. 市場規制は、上限付きの単位当たり価格という形で顧客への保護を提供するが、市場における企業に対しては、料金規制の対象となっている販売される財又はサービスについて原価を回収することや合理的な利益を得ることができるという保証を提供しない。
19. 市場規制は、顧客に対して、料金の上限を定める等によって一定の保護を果たすものである。他方、企業にとって、コストを回収したり、料金規制の対象として販売される財又はサービスに対して合理的なリターンを得ることを保証するものではなく、料金規制のあり方よりも経営者の行動が企業の収益性等に重要な影響を及ぼすと考えられる。このため、我々は、市場規制について特別な会計処理の要求事項を開発する必要はないと考える。

#### (「定義された料金規制」に対するコメント)(質問5)

20. 「定義された料金規制」においては、経営者の行動や市場の動向よりも、料金規制のあり方が、料金規制企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(CF)に重要な影響を及ぼす可能性が高いと考えられる。
21. 特に、「定義された料金規制」においては、当該メカニズムを通じて、将来の料金変更を通して収益必要額と当期の請求額の差額を回収する権利又は返還する義務が生じるため、財政状態計算書において当該権利又は義務を資産又は負債として認識すべきか否かについて検討を行うことが必要となる。
22. こうした観点から検討を行った結果、次の理由から、提案されている「定義された料金規制」の特徴(本資料第12項から14項に記載)は、概ね適切と考えられる。
- (1) 「顧客が財又はサービスを料金規制対象企業から購入する以外の選択肢がほと



- んど又は全くない状況（財又はサービスが顧客にとって不可欠であり、当該財又はサービスについて供給サイドにおける有効な競争がない）」で、かつ、料金が「顧客に対する価格の安定性の増大を支援する」という要件によって、たとえ料金に変更されても、顧客は設定された料金で当該財又はサービスを規制対象企業から継続的に購入する（需要の非弾力性）旨が合理的に推定されること
- (2) 「規制料金の計算に使用される仕組みに、現在までに発生した収益必要額と顧客に請求した金額との間の所定の差異を解消するための規制上の調整の仕組みが含まれる。」という要件によって、企業が当該差額を将来回収する権利又は返還する義務があるほか、当該差額について信頼性をもって測定しうる旨が合理的に確保できること
- (3) 「料金規制対象企業及び料金規制機関に対して強制可能な権利及び義務を創出する」という要件によって、企業が上記差額を回収できる強制可能な権利を有する旨が合理的に確保できること

(注) IASBのDPにおいて提案されている「定義された料金規制」は、一部の相違はあるものの、現行の米国会計基準<sup>5</sup>における料金規制に関する会計基準の適用範囲と概ね整合的と考えられる。

| 米国会計基準におけるトピック 980-10-15-2 の適用対象(以下の3条件の全てを満たす規制企業)  | IASB DP の「定義された料金規制」   |
|--|--|
| (1) 顧客に提供される規制対象のサービス又は製品の価格が、独立した第三者の規制当局によって、又は、法令や契約により顧客を拘束する価格を設定する権限を付与された統治機構によって、設定されるか又はその承認を得る必要がある。 | DP4.4項(4)<br>強制力   |
| (2) 規制された価格は、規制対象のサービス又は製品を提供する企業の特定の原価を回収するように設計されている。  | DP4.4項(3) (本資料 12 項(3))<br>料金設定の枠組み  |
| (3) 規制対象のサービス又は製品に対する需要や、直接又は間接の競争のレベルから考えて、企業の原価を回収する水準に設定された価格を顧客に請求でき、かつ、回収できると推定することが合理的である。この要件の判         | DP4.4項(1) (本資料 12 項(1))<br>DP4.4項(3) (本資料 12 項(3))<br>DP4.5項 (本資料 13 項)<br>DP4.6項 (本資料 13 項)<br>料金設定の枠組み |

<sup>5</sup> 現行の米国会計基準では、トピック 980 において料金規制事業に関する取扱いが定められている。

|   |   |
|---|---|
| 定にあたっては、資産化された原価の回収期間中に予想される需要や競争のレベルの変化を考慮する必要がある。 | 需要の非弾力性   |
| (対応する規定なし)  | DP4.4項(2) (本資料12項(2))<br>料金規制対象活動の利用可能性及び質を維持するための変数を設定する |

(「定義された料金規制」の修正の方向性)

23. 但し、より一層の明確化のため、「定義された料金規制」の特徴(本資料の12項から14項に記載)とされているものに関して、以下の点を修正するよう提案することが考えられる。

- (1) 本資料第12項(2)の要件の意味について、明確化を図ること。特に、利用可能性を維持するための変数を設定することになっているため、料金規制事業を営む企業が自由に事業から退出することはできないこと、及び、質を維持するための変数を設定することになっているため、財・サービスの質を維持するために必要なコストについて後から回収し得る旨を説明すること。
- (2) 要件の一つとされている「財又はサービスを料金規制対象企業から購入する以外の選択肢がほとんど又は全くない」(本資料12項(1))は、「需要が非弾力的である」ことを担保するための要件と位置付けること。これにより、本資料第12項(1)の要件は、需要の非弾力性を担保するための要因として位置づけられる。

(参考)

「定義された料金規制」に該当するかどうかの判定にあたっては、不可欠な財又はサービスを合理的な価格で購入するという顧客のニーズを、資本を吸引して財務的な存続可能性を維持するという企業のニーズとバランスさせるという「定義された料金規制」の目的に適合するかどうかという観点から判定することが大切である。前項で記した提案とあわせて、留意点をまとめた。

| 項番     | 内容   | 修正案  | 留意点   |
|--------|--|--|---|
| 12項(1) | 顧客が以下の理由から財又はサービスを料金規制対象企業から購入する以外の選択肢がほとんど又は全くない。 | 主旨は、「需要が非弾力的である」ことである。<br>「供給のための有効な競争がない」及び | 需要が非弾力的であることは、企業が将来において差額を回収することを推定する上で重要である。しかし、現実には、完全に非弾力的な需要は存在 |

| 項番          | 内 容   | 修 正 案  | 留意点  |
|-------------|---|--|--|
|             | <ul style="list-style-type: none"> <li>供給のための有効な競争がない。</li> <li>料金規制の対象である財又はサービスが顧客にとって不可欠である。</li> </ul>  | 「料金規制の対象である財又はサービスが顧客にとって不可欠である」は、要件ではなく、需要が非弾力であるかどうかを判定するための考慮要因とする。 | しない（価格が上昇すれば、需要は、多少は減少する）。また、短期的には非弾力（代替財への切替えは、代替財使用のための転換費用を考えると、短期的には実行が困難）であっても、長期的には弾力的（切替え可能）であることも考えられる。  |
| 12 項<br>(2) | 料金規制の対象である財又はサービスの供給及び企業の他の料金規制対象活動の利用可能性及び質を維持するための変数を設定する   | （要件である。これは料金規制活動を定めるものである。）  | 本要件は、以下の2つの点でも重要である。① 資産（又は負債）の定義を満たすかどうかの要件として「過去の事象の結果として」がある。料金規制活動の履行は、この「過去の事象」に該当すると考えられる。② 料金規制活動は、他の一般事業活動から区別する際立った特性である。価格支配力がある独占企業は、この要件を満たさないため、対象外となる。 |
| 12 項<br>(3) | <p>規制上の保護を提供する料金（価格又は料率と呼ばれることもある）のための変数を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>顧客に対する価格の安定性の増大を支援する。</li> <li>料金規制対象企業の財務的な存続可能性を支援する</li> </ul> | （要件である。）<br>後述の13項及び14項の要件と同列の扱いとする。                                   |  |
| 12 項<br>(4) | 料金規制対象企業及び料金規制機関に対して強制可能な権利及び義務を創出する。   | （要件である。）   | ビルトインされた仕組みでなくても、料金規制機関によって、「ある期に発生した損失・費用を将来取り戻す」強制力の   |

| 項番   | 内 容   | 修 正 案                      | 留意点   |
|------|---|----------------------------|---|
|      |   |                            | ある一時的な立法措置が施されるのであれば、資産の計上は可能であると考えられる。   |
| 13 項 | 収益必要額及び単位あたりの規制料金が設定される。                                    | (要件である。) 12 項(3)と同列の扱いとする。 |   |
| 14 項 | 現在までに発生した収益必要額と顧客に請求した金額との間の所定の差異を解消するための「規制上の調整の仕組み」が含まれる。 | (要件である。) 12 項(3)と同列の扱いとする。 | ビルトインされた仕組みでなくても、料金規制機関によって、「ある期に発生した損失・費用を将来取り戻す」強制力のある一時的な立法措置が施されるのであれば、資産の計上は可能であると考えられる。 |

【 3 】 特別な権利・義務 (質問6)

| 質問6 (セクション4 「定義された料金規制」)   |
|--|
| <p>4. 62 項から 4. 72 項は、「定義された料金規制」の特徴から生じる権利及び義務の分析を内容としている。</p> <p>(a) IASB が考慮すべきだと考える追加的な権利又は義務はあるか。明示して、理由を示されたい。</p> <p>(b) 記述している権利と義務の組合せを会計処理するための具体的な会計処理のガイダンス又は要求事項を IASB が開発すべきだと考えるか。賛成又は反対の理由は何か。</p> |

(DP の記載内容の概要)

24. 「定義された料金規制」が、特別な権利及び義務を生み出すかどうかに関する IASB にスタッフによる予備的分析は、本資料第 17 項に記載のとおりである。

(コメントの方向性 (案))

25. 我々は、「定義された料金規制」の特徴は、各々で識別可能な権利又は義務を創出するものではなく、その特徴の組み合わせによって、識別可能な権利又は義務が創出されるものと考えており、DP における分析に概ね同意する。

26. 具体的には、次に記載する特徴の組み合わせによって、識別可能な権利又は義務が

創出されると考えられる。

- (1) 企業が、必要不可欠な財又はサービスを排他的に供給し得る権利を有すること  
(本資料 12 項(1)参照)
- (2) 企業が、自らの意思に係わらず、料金規制機関によって決められた価格で一定のサービスを提供する義務を負っていること (本資料 12 項(2)参照)
- (3) 企業が、自らの意思で、営業を廃止したり、中止したりすることができないこと (本資料 12 項(2)参照)
- (4) 役割や権限が法令やその他の公式な規制によって設定されている料金規制機関が存在するため、料金規制事業の特徴から生じる権利又は義務が強制可能なものと考えられること (本資料 12 項(4)参照)
- (5) 企業が、収益必要額との比較で過大請求や過小請求を調整する料金設定のメカニズムによって、収益必要額を回収する権利を有すること (本資料 13 項参照)

(特別な会計上のガイダンスや要求事項が必要と考えられるか)

27. 我々は、「定義された料金規制」の特徴(とりわけ、収益必要額との差額を回収する権利又は返還する義務の存在)から導かれる権利又は義務の存在は、概念フレームワークに関する IASB の直近の暫定決定で示されている資産や負債の定義及び認識規準を満たさないとは直ちにいえないと考えている。他方、当該資産又は負債は、契約上の権利でないため、金融資産又は負債に該当しない可能性が高いほか、類似性が指摘されている無形資産(ライセンス)とも異なると考えられる(DP の第 4.65 項及び 4.66 項参照)。
28. このため、仮に「定義された料金規制」の特徴から導かれる権利又は義務によって創出される資産又は負債を認識すべきと結論づけた場合、これらの資産や負債について、特別な会計上のガイダンスや要求事項が必要になる可能性が高いと考えられる。

以 上